

臨時雇入持印後翌月夜中雇入偏大云々  
 解雇は既手先ノ別送

六. 経過概況

中核勤勞組合の側面から見たるものは、決して公平なものである。其の目的は、労働者の利益を保護し、労働者の生活を向上させることにある。其の手段は、労働者の団結を促進し、労働者の権利を擁護することにある。其の結果は、労働者の生活の安定と向上にある。其の意義は、労働者の生活の安定と向上にある。其の意義は、労働者の生活の安定と向上にある。

七. 労働者総数  
 八. 争議参加数  
 九. 組合加盟員数

二〇〇〇名  
 五〇名  
 一〇〇名

十. 組合干渉状況

指導組合  
 口應援組合  
 八主ナル指導者又ハ應援者  
 指導組合  
 口應援組合  
 八主ナル指導者又ハ應援者